

第1章 家計調査のしくみ

家計調査は、全国168市町村、約9,000世帯を対象に、国が都道府県を通じて行っている基幹統計調査（国が行う最も重要な統計調査の一つ）です。

〔調査方法〕

都道府県知事が任命した統計調査員が、調査世帯を訪問し、「家計簿」の記入をお願いします。

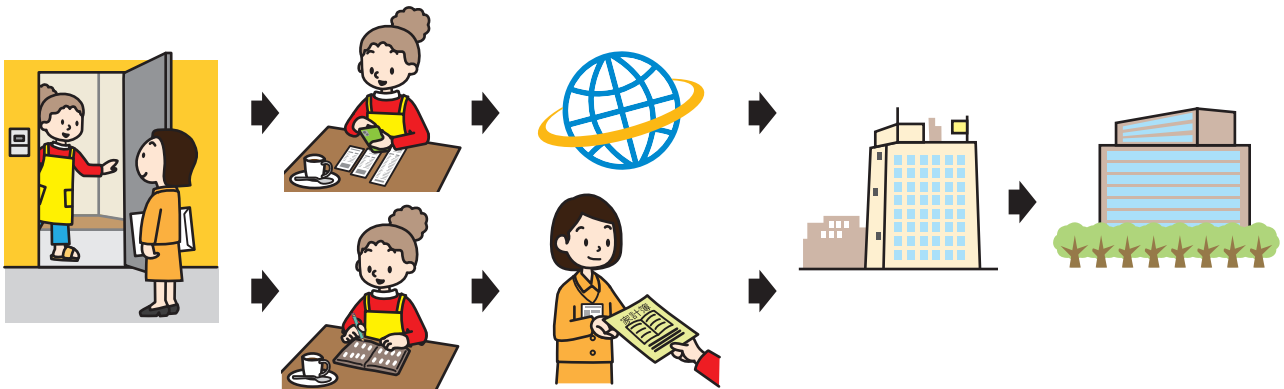
調査世帯は、統計的な方法で全国から無作為に抽出され、毎日の収入・支出について、「家計簿」に記入又はオンライン回答システムから入力します。

このほか、世帯と世帯員及び住居に関する事項については、調査員が聞き取りにより、その内容を「世帯票」に入力します。また、過去1年間の年間収入については「年間収入調査票」に、貯蓄及び借入金などに関する事項については「貯蓄等調査票」に各世帯が記入又はオンライン回答システムに入力します。

〔結果の集計及び公表〕

記入済みの家計簿などの調査票、オンライン回答システムに入力されたデータは、総務省統計局に送られ、データのチェックを経た後、集計されます。

調査の結果については、毎月、インターネットなどを通じて公表し、テレビやラジオ、新聞などによって広く報道されます。



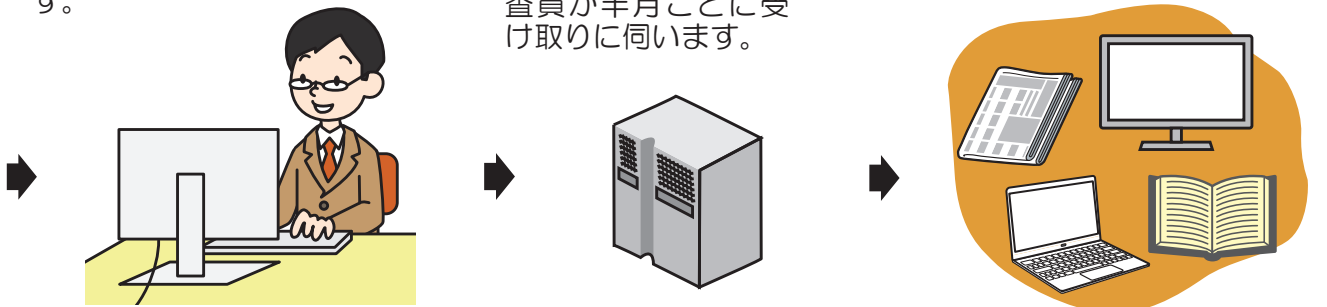
知事が任命した調査員が調査世帯に家計簿の回答のお願いに伺います。

家計簿は、毎日入力又は記入をお願いします。

オンライン調査の場合、期限内であれば都合の良い時間に提出できます。
紙の家計簿の場合、調査員が半月ごとに受け取りに伺います。

調査員が審査した家計簿データを、都道府県が点検等を行います。

家計簿のデータは、総務省統計局に送られます。



総務省統計局に送られた家計簿のデータは、厳重な管理のもと、内容検査が行われます。

コンピュータによって迅速に集計され、様々な統計表ができあがります。

調査結果は、インターネット・テレビ・ラジオ・新聞などを通じて幅広く報道されるほか、報告書として印刷されます。